

都市再生安全確保計画の制度と課題

資料4-2

都市再生緊急整備地域での“都市再生安全確保計画制度の活用”に向けた論点資料

		「都市再生基本方針4 地域の整備に当たっての配慮等」 （計画の作成及びその実施に当たっての配慮等）	「計画の作成の手引き」 における主な該当箇所等	施策推進上の課題 （地方公共団体のコメント等）
論点1	取り組みの対象	項目① ・ 特定都市再生緊急整備地域など、人口・機能等が特に集中し、都市の国際競争力の強化を図るべきターミナル駅周辺の地域においては、計画の作成及び当該計画に基づく事業等の実施を 重点的に推進すること （都市再生特別措置法第19条の13第1項に、都市再生緊急整備地域（62地域）の法定協議会は、「計画作成することができる」、と規定。）	●はじめに ●I 1計画の位置づけ 「大都市のターミナル駅周辺をはじめとする人口・機能集積エリアの多くが都市再生緊急整備地域に指定されていることに着目し、制度を創設」	●「特定地域など」の定義が不明確で、法定計画策定に取り組む判断ができない ●指定地域に限定せず、自治体の計画策定を支援してほしい ●都市再生を担う都市部局と防災を担う危機管理部局で地域の優先順位が違う
		項目② ・ 都市再生緊急整備地域全域にわたる計画の作成が困難な場合でも、人口・機能等が集中し、大規模災害が発生した場合に大きな混乱が発生するリスクが高いエリア、関係者の防災意識が高く計画の作成及び当該計画の実施にコンセンサスが得られやすいエリア等計画作成が 迅速に行われることが見込まれるエリアから順次 、計画を作成すること 項目③ ・ 計画には、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備等や建築物の耐震改修等のハード対策及び情報共有・提供、地域における防災に関する訓練の実施、医療サービスの確保等のソフト対策等幅広い対策が盛り込まれることが想定されるが、当初の計画に想定される全ての対策を盛り込むことが困難な場合には、地域の実情に応じて、 対応可能な対策から順次 、計画に盛り込むこと	●I 4計画の作成・実施等 「取組やすいエリア」 「取り組みやすい対策」 から順次、 「抜本的・継続的な対策」へ ●II 4計画の作成 「「同意可能な関係者」で、「着手可能な地区」、「着手可能な事柄」から始め、地域の実情に応じて、参加者の増加や取り組む課題の拡大に対応していくことが重要」 計画図に記載する対象範囲と施設整備 「先行作成区域の考え方」	●エリア拡大の必要性・優先順位が課題 ●駅周辺事業者と連携した広域の帰宅困難者対策が優先課題 ●交通事業者や周辺自治体との協議の場への支援が期待されている ●「取り組みやすい対策」ではない地下空間を退避施設と位置付けることは初年度調査では不十分

		「都市再生基本方針 4 地域の整備に当たっての配慮等」 （計画の作成及びその実施に当たっての配慮等）	「計画の作成の手引き」 における主な該当箇所等	施策推進上の課題 （地方公共団体のコメント等）
課題	組織づくり	項目④ ・ 実効性のある計画の作成及び当該計画に基づく事業等の着実な実施を推進するため、都市再生緊急整備 協議会を組織 するに当たっては、国、関係地方公共団体（消防部局を含む。）等に加えて、都道府県公安委員会を始め、既存の建築物の所有者やテナント、鉄道事業者、情報通信事業者、医療機関等の滞在者等の安全の確保に必要な関係者を構成員とすること	● I 2 多様な主体の参画 「多様な主体の参画により、多様な観点から地域のリスク及び資源の検証等が可能になるとともに、多様な防災の取組を実施することが可能」	● 民間と連携した体制構築に時間を要する ● 民間団体主導で調査を進めているが、ターミナル駅（民間団体の地域外）を含めて計画作成を考える行政側の調整が整わず進展しない ● 法定協議会・法定計画への移行は、都市部局主導でなく、複数部署にまたがり困難 ● 帰宅困難者対策全般について、 ・ 基礎自治体の業務ではないので、主体的には組織化に関与しない考え ・ 人員体制が不足 ・ 法定協議会組織にバス事業者が参加できない ● 民間協力者のメリット、補償・免責について、先に整理してほしい
		項目⑨ ・ 大規模災害が発生した場合に計画が円滑に実施されるよう、ハード面の対策のみに頼ることなく、平常時での地域における防災に関する訓練の実施やまちづくり活動等を通じて、地域の関係者が 継続的に計画の実施に取り組み体制 を構築すること	● II 2 計画の作成及び実施の体制 4 計画の作成 「計画の取組の必要性について説明し、意見交換等を進め、組織化を推進」 「関係者にとってメリットがあるということを伝える工夫」	
	計画の評価・充実	項目⑤ ・ 人口・機能の集積状況等の基礎データの収集・分析等を通じて、地域が抱える災害に対するリスクや地域資源を多角的に評価するとともに、対策の優先順位や費用対効果等を勘案しつつ、 地域の実情に応じた目標の設定 と効果的な対策を講じること	● I 5 効果の検証と計画の改善 「リスクや防災上の資源の変化を検証」 「（訓練等の）検証結果を踏まえて、計画を改善、目標を見直し」	● 評価（PDCAマネジメント）の仕組みの導入も緒についたところ ● 継続的な調査・訓練等のローリングが課題 ● 備蓄物資の更新やメンテナンスに関する国の支援がほしい
		項目⑦ ・ 関係者間の意識共有を図るとともに役割分担等を明確化するため、計画の意義・目標及び実施体制、計画に盛り込まれる対策やその実施主体・実施期間を できる限り具体的なもの とすること 項目⑩ ・ 地域における防災に関する訓練から得られる成果や地域の状況の変化等に応じて、計画内容に関する検証を進め、その 検証結果を計画の充実にいかして いくこと	● II 2 計画の作成及び実施の体制 4 計画の作成 「基本的な方針は、PDCAサイクルを回すことができるように、目標・現状認識・目標達成への寄与、留意」 ● III 3 計画の一層の充実のために 「計画運用体制の整備、組織づくり」	
	理解促進	項目⑪ ・ 円滑な計画の作成・実施を推進するため、国が作成する計画作成のための手引き等を活用するとともに、 関係者への普及・周知 を図ること （計画事例・項目別ベストプラクティスの周知は、手引き等にご追加し、地域の実情に応じた活用を促す想定。）	● III 2 計画に記載する対策内容例 「平常時の地域の魅力向上に役立つものが多数含まれている」	● 国の施策の周知が不十分 ● 協議会開催等の事前調整が課題 ● 災害対策基本法での位置づけがないので、部局間連携が課題
	その他	項目⑥ ・ 地域の総力を挙げた取組の一層の促進を図るため、計画の作成及び当該計画に基づく事業等の実施に当たっては、 民間の資金やノウハウ等を積極的に活用 すること 項目⑧ ・ 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等、災害時要援護者に配慮した計画内容とするとともに、計画に基づく地域における防災に関する訓練の実施に当たっては、 災害時要援護者の支援に関連する団体等 にも参加を促すこと	● I 5 効果の検証と計画の改善 「エリアマネジメントとの連携（平時から災害時への円滑な体制移行）」 「適材適所による組織づくり、普段の業務内容がそのまま災害時の地域貢献につながる工夫」 「継続的な人材育成」	● インフラ（エネルギー、通信、交通）事業を平時からエリアマネジメントの中で個別事業として位置づけたい